

名水はだの富士見の湯指定管理者選定プロポーザル

実施結果報告書

令和4年11月

秦野市名水はだの富士見の湯指定管理者選定評価委員会

1 募集の趣旨

名水はだの富士見の湯の管理運営業務を効果的及び効率的に運営するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び秦野市名水はだの富士見の湯条例（平成28年秦野市条例第32号）第18条第2項に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

指定管理者の役割は、民間事業者としての工夫に基づき、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供するとともに、合理的かつ効率的な業務に努め、施設の有効活用を図ることです。

2 施設の概要

(1) 名称及び所在

名称 名水はだの富士見の湯（以下「富士見の湯」という。）

所在 秦野市曾屋4553番地の1

(2) 施設の目的等

秦野市伊勢原市環境衛生組合が運営する「はだのクリーンセンター」の熱エネルギーを利用した施設であり、秦野市民の健康増進及び弘法山とその周辺の観光振興を図ることを目的としています。

(3) 施設の規模

ア 敷地面積	4 8 4 1 . 0 9 m ²
イ 建築面積	7 8 1 . 4 8 m ²
ウ 延床面積	1 3 9 8 . 9 1 m ²
エ 建物構造	鉄筋コンクリート造2階建て
オ 駐車台数	6 7 台（うち障害者用2台）

3 選定までの経緯

富士見の湯の指定管理者候補の選定に当たり、秦野市名水はだの富士見の湯指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）を設置し、公募型プロポーザル方式により、指定管理者候補の選定に関する審査を行いました。指定管理者候補選定までの選定評価委員会の経緯は、次のとおりです。

(1) サウンディング型市場調査 令和4年8月3日（水）

施設の市場性の有無や民間事業者の参入意向等の把握を目的に実施

- (2) 第1回選定評価委員会 令和4年8月24日(水)
委員委嘱、正副委員長の選任、指定管理者募集要項、施設管理事務仕様書、評価基準書の検討及び決定
- (3) 第2回選定評価委員会 令和4年11月9日(水)
プレゼンテーション、ヒアリングの実施、審査、指定管理者候補の選定

4 選定までの主な経過

- (1) 公募開始日 令和4年10月1日(土)
- (2) 申請書受付期限 令和4年10月31日(月)
- (3) プレゼンテーション 令和4年11月9日(水)

5 審査方法と結果

提出された事業計画書の内容について、あらかじめ定めた評価項目別に評価を行い、全委員の評点の平均点で事業者を選定する方法としました。

慎重かつ公正な評価を行い、選定評価委員会の総意により、平均点が高かった日本メックス株式会社を指定管理者候補として選定しました。

6 指定管理者候補選定方法

(1) 指定管理者候補選定手順

富士見の湯の指定管理者の公募において、申請書を提出し、応募資格を全て満たしている事業者から提出された事業計画書の内容について、選定評価委員会で審査を行い、指定管理者候補の選定を行いました。

(2) 応募資格

応募資格は、法人その他の団体であって、次の各号の要件を全て満たすものとししました。

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により秦野市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その処分の日から起算して2年を経過していない者でないこと。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されていないこと。

ウ 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準(平成17年4月1日施行)により、一般競争入札の参加停止又は指名停止を受けていないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更正手続中でないこと。

オ 市税、県税及び国税を滞納していないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第72号）第2条第2号に規定する暴力団又は秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

キ 過去5年間で類似施設の運営実績があること。

(3) 審査の結果

別紙審査結果のとおり、日本メックス株式会社が高い評点を獲得しました。

日本メックス株式会社 70.4点

A社 68.8点